

最高裁秘書第3250号

令和7年10月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、神戸地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

1月24日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第34号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）